

令和3年度 部局経営方針

	部局名	市民環境部	部局長名	黒木 升男	
部局の経営資源	職員数 (人)		当初予算額 (千円)		令和3年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)
	正職員	85	一般会計	2,875,475	
	再任用職員	12	特別会計	7,687,300	
			前年度繰越額(千円)		
	会計年度任用職員	33	一般会計	1,293	
	任期付職	11	特別会計	52,497	
<p>【基本姿勢】 市民環境部は、第2次総合計画後期基本計画の基本目標である「市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち」、「自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち」、「市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち」づくりを推進し、当該計画の将来像である「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち」の実現を図ります。</p> <p>【総合計画・基本理念】 市民環境部は、第2次総合計画後期基本計画の全ての分野で尊重される基本理念である「全ての人の人権が尊重されるまちづくり <人権尊重>」、「市民との協働による市民が主役のまちづくり <市民協働>」、「地域力の活用による自立したまちづくり <地域力活用>」の実現を図ります。</p> <p>【総合計画・基本目標】</p> <p>2 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち</p> <p>2-6 社会保障制度の安定運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険制度の適正な運営を図るため、国が進めるオンライン資格確認システムや事務処理標準システムの導入による事務の円滑化・効率化を図ります。 ○ 国民健康保険税の収納率向上、医療費の適正化対策の推進、ジェネリック医薬品の利用促進及び県補助金の確保に取り組みます。また、健康づくり事業と連携しながら保健事業を推進し、被保険者の疾病予防、健康増進を図り、医療費の節減に努めます。 ○ 後期高齢者医療制度の適正な運営を図るため、後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の収納率向上及び医療費の適正化対策の推進に取り組むとともに、健康診査の受診率の向上、ジェネリック医薬品の利用促進等の事業に取り組み、医療費の節減に努めます。 ○ 国民年金制度の適正な運営のため日本年金機構と協力連携し、同制度の啓発活動を推進するとともに、各種年金相談に対してきめ細かな対応に努めます。 <p>4 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち</p> <p>4-3 安全・安心な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民ボランティアや警察などと連携しながら、安全で安心な生活環境の確保に向けて、地域防犯・交通安全の啓発活動を推進します。 ○ 消費者保護を図るため、相談支援体制の充実、啓発活動の推進に努めます。 <p>4-4 循環型社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度に中間見直しを行った「日向市ごみ処理基本計画」に基づき、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物の減量化率、資源化率の向上を図るとともに、分別回収の徹底と市民啓発による廃棄物の適正処理を推進します。 <p>4-5 自然環境の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全と活用のため、第2次「日向市環境基本計画」に基づき、市民や事業所等と連携した環境保全活動や河川の水質汚濁防止に取り組むとともに、公害防止に向けた意識向上を図ります。 <p>6 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち</p> <p>6-3 市民に信頼される行政サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に開かれた市役所を目指し、窓口の利便性の向上、正確で迅速・丁寧な窓口サービスの提供に努めます。 <p>6-5 未来につなげる財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市税について、市民の公平負担の観点から、適正な課税と徴収、債権管理に努めます。 					
総合計画に基づく部局の経営戦略					

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【市民環境部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	施策の内容	所管課	予算事業名	当初予算 (千円)	予算額のうち 該当事業費 (千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
1	3 笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり	1 住みなれた地域で暮らせる社会づくりプロジェクト	6 ごみ等の排出困難者への支援の充実	1 ごみ等の排出が困難な世帯に対し、戸別収集「まごころ収集」によるごみ排出の支援を行います。	環境政策課	ごみ処理事業	172,058	0	高齢化社会の進行に伴い、「まごころ収集」希望者の増加が予想されます。	申請者の面談調査を実施し、高齢者あんしん課等と協議後、可否の決定、収集支援を開始します。	申請受理後、面談調査等を実施し、可否を決定します。収集支援を行う世帯に対しては、遅滞なくまごころ収集事業を開始します。	申請受理後、面談調査等を実施し、可否を決定します。収集支援を行う世帯に対しては、遅滞なくまごころ収集事業を開始します。
2			6 ごみ等の排出困難者への支援の充実	2 ごみ収集時に安否確認を行うなど、見守り活動の充実に取り組みます。	環境政策課	ごみ処理事業	172,058	0	世帯によっては、声かけを希望しない場合があるため、本人との意思疎通方法について検討が必要です。	高齢者あんしん課や関係機関と協議し、利用者との意思疎通を図りながら、見守り活動の充実をめざします。	声かけを希望しない世帯においても、何らかの意思疎通方法を検討し、安否確認方法を模索します。	安否確認方法を試し、見守り活動を確立します。
3			6 ごみ等の排出困難者への支援の充実	3 ごみ等搬出が困難な世帯に対し、分別方法の説明を行い、日常生活の自立を促します。	環境政策課	ごみ処理事業	172,058	0	収集・回収時に、安否確認と合わせて、声かけや、分別方法の説明を行うとともに、高齢者あんしん課と連携し日常生活の自立を促します。	令和2年度までは週1回の定期収集・回収と、リクエスト収集等に対応を行っていたが、令和3年度からは、週2回(火、金)の定期収集・回収します。	関係機関と連携し、日常生活の自立を促します。	関係機関と連携し、日常生活の自立を促します。
4	4 自然豊かで快適な強いまちづくり	3 自然が残る美しいまちづくりプロジェクト	1 自然に親しむ環境づくり	2 環境に関する学習会や自然環境の保全活動を支援します。	環境政策課	自然保護事業	1,021	1,021	環境問題や環境学習に積極的に取り組むNPO、人材の育成が求められています。	河川監視モニターの監視活動、小学生による水辺環境調査、クリーンアップ日向の実施、保存樹等の管理に対する補助、ボランティア清掃活動への支援します。	河川環境モニターによる監視活動を行います。 ・水辺環境調査を実施します。 ・保存樹、保存樹林の管理補助を行います。 ・ボランティア清掃実施者に対し、軍手、ごみ袋の支給します。 ・クリーンアップ日向の実施します。	河川環境モニターによる監視活動を行います。 ・保存樹、保存樹林の管理補助を行います。 ・ボランティア清掃実施者に対し、軍手、ごみ袋の支給します。
5			5 適切なおごみ処理の促進	1 適切なおごみの排出に関する指導を行います。	環境政策課	ごみ処理事業	172,058	937	コロナ禍の中、不適切なごみ排出が増加している。感染防止の観点から破袋作業を中断し、戸別訪問指導していないことも、ひとつの原因と思われる。	クリーンステーションへ排出された、適正でないごみの貼紙啓発を行います。また、適正でない排出者に対し、厳正排出のチラシ等の投函や戸別訪問を実施します。	貼紙啓発により残されたごみの調査収集(毎週水・木)を実施します。 啓発チラシの投函及び戸別訪問指導の実施します。	貼紙啓発により残されたごみの調査収集(毎週水・木)を実施します。 啓発チラシの投函及び戸別訪問指導の実施します。
6			5 適切なおごみ処理の促進	2 不法投棄の防止に向けた啓発を行います。	環境政策課	不法投棄対策事業	297,924	946	不法投棄の発生場所については、市内10ヶ所ほどが固定化しており、市内を5つのエリアに分け、パトロールを実施しているが、不法投棄は跡を絶たない状況です。	不法投棄が固定化している箇所を中心に、さらなるパトロールの強化及び関係機関との連携を密に啓発を実施します。	不法投棄が固定化している箇所を解消していきます。また、新たな不法投棄をさせないようにパトロールを強化します。	不法投棄が固定化している箇所を解消していきます。また、新たな不法投棄をさせないようにパトロールを強化します。

様式1-3 その他に取組む重点事業

【市民環境部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	予算事業名	R3当初予算(千円)	予算額のうち該当事業費(千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
1	2 健康福祉	6 社会保障制度の安定運営	① 国民健康保険制度の適正な運営	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計	6,863,000	6,863,000	国民健康保険税の収納率は微増傾向ではありますが、依然として県内下位レベルにあるため、収納率向上対策が課題です。 一人当たり医療費が増加傾向にあるため、医療費抑制対策が課題です。 また、事務処理標準システムが導入されていないことにより、業務の効率化ができていません。	国保の都道府県単位化による保険税率統一に向けた協議を慎重に進めるとともに、収納率向上にさらに取り組みます。 また、ジェネリック医薬品の利用促進を図るとともに事務処理標準システムの導入を図ります。	①6月の保険税当初通知発送において、返戻となったケースの収納業務職員の戸別訪問による住所地調査、隣戸等への聞き取り、水道開栓状況確認など、居所の確定に通年で取り組みます。 ②保険証切替(8月)前に、未納者に対して一斉催告を行います。 ③出前講座及び保険証更新の際に、「ジェネリック医薬品お願いシール」を配布し、利用促進のPRを実施します。 ④事務処理の標準化を図るため、事務処理標準システムへの移行準備作業を行います。	①短期証世帯に対して、納付催告を行うとともに、きめ細かな納税相談を伴う状況把握を行い、納付計画を基にした保険証の変更を行い、納税者の納付意欲の向上に努めます。 ②出前講座及び加入手続きの際に、「ジェネリック医薬品お願いシール」を配布し、利用促進のPRを実施します。 ③事務処理標準システムの令和4年1月運用開始に向けた移行作業を行います。
				国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計	-	-	国県の財政支援が満額でないため、保険者の負担が生じています。	新型コロナウイルス感染症に係る日向市国民健康保険税の減免に関する条例及び規則に該当となる世帯の保険税を減免します。	①減免対象期間 令和3年4月～令和4年3月 ②新型コロナウイルス感染症に係る日向市国民健康保険税の減免に関する条例及び規則に該当となる世帯 ③6月の保険税当初通知に減免に関するお知らせを同封し制度の周知を図ります。	①減免対象期間 令和3年4月～令和4年3月 ②新型コロナウイルス感染症に係る日向市国民健康保険税の減免に関する条例及び規則に該当となる世帯 ③納税相談等において制度の説明や該当世帯への案内を行います。
3		3 安全・安心な生活環境の確保	③ 消費者教育・啓発の推進	市民課	消費者行政強化事業	9,476	9,476	複雑・多様化する相談に対応するため、相談支援体制の充実、効果的な啓発活動に努める必要があります。	消費者トラブルの解決に向け、関係機関と連携した支援を行うとともに、消費者への啓発活動の推進に取り組みます。	窓口・電話相談、巡回相談への対応。 出前講座やFMラジオ、情報誌による啓発を行います。	窓口・電話相談、巡回相談への対応。 出前講座やFMラジオ、情報誌、消費生活講演会による啓発を行います。
4	4 生活環境	7 生活排水の適切な処理	③ 合併処理浄化槽の普及と適正管理	環境政策課	財光寺汚泥処理場施設管理運営費	56,357	56,357	老朽化による設備等の更新が急務であり、浄化センターとの共同化に向けた協議を進めています。	下水道課と共同化に向けた協議を進めます。また、修繕の必要な設備の修繕を実施します。	・用水自動給水装置修繕ほか	・破砕機分解点検整備ほか
				環境政策課	財光寺汚泥処理場施設管理運営費	56,357	56,357	老朽化による設備等の更新が急務であり、浄化センターとの共同化に向けた協議を進めています。	下水道課と共同化に向けた協議を進めます。また、修繕の必要な設備の修繕を実施します。	・用水自動給水装置修繕ほか	・破砕機分解点検整備ほか
5		9 快適な住宅環境の整備	③ 衛生施設管理運営費	環境政策課	財光寺汚泥処理場施設管理運営費	56,357	56,357	老朽化による設備等の更新が急務であり、浄化センターとの共同化に向けた協議を進めています。	下水道課と共同化に向けた協議を進めます。また、修繕の必要な設備の修繕を実施します。	・用水自動給水装置修繕ほか	・破砕機分解点検整備ほか

様式1-3 その他に取組む重点事業

【市民環境部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	予算事業名	R3当初予算 (千円)	予算額のうち 該当事業費 (千円)	現状と課題	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
6	6 地域 経営	5 未来につな げる財政運営	② 自主財 源の確保	税務課	債権の適正管理事 業	289	187	研修会等を通じた債権管理担当 者の徴収スキル向上に継続的に取 り組む必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員研修会の実施 ・債権管理検討委員会の開催、 ・債権管理関係者会議幹事会の開 催 ・債権管理担当者専門会議の開催 ・破産、競売情報の提供 ・処遇困難事例等に対する相談と 助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者を対象とした研修会の実 施(5月) ・検討委員会の開催(7月)、 ・関係者会議幹事会の開催(7 月) ・専門会議の開催(6月) ・破産、競売情報の提供 ・処遇困難事例等に対する相談 と助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・私債権担当者を対象とした研修 会の実施(11月) ・債権放棄案件審査のため、債 権管理関係者会議幹事会の開 催(2月) ・破産、競売情報の提供 ・処遇困難事例等に対する相談 と助言

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【市民環境部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	部局	所管課	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
1		広報・広聴活動の充実	市民ニーズの的確な把握	市民環境部	税務課	・制度についての情報発信を適宜行っていきます。	・制度についての情報発信を適宜行っていきます。	・制度についての情報発信を適宜行っていきます。
2				市民環境部	市民課	・広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。	・広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。	・広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。
3				市民環境部	国民健康保険課	・制度についての情報発信を市のホームページ等で適宜行っていきます。	・制度についての情報発信を市のホームページ等で適宜行っていきます。	・制度についての情報発信を市のホームページ等で適宜行っていきます。
4				市民環境部	環境政策課	・コロナ禍の中、一般廃棄物や資源物の排出方法で注意するケース等を日向市公式アプリ(ごみ・環境部門)で随時掲載していきます。	・通年にて掲載を行います。	・通年にて掲載を行います。
5	市民に信頼される行政サービスの提供	市民に開かれた市役所づくり	窓口サービスの充実	市民環境部	税務課	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・昼休み窓口業務を継続します。	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・昼休み窓口業務を継続します。	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・昼休み窓口業務を継続します。
6				市民環境部	市民課	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・昼休み窓口業務及び年度初め・年度末休日の窓口開設を継続します。 ・戸籍法改正に伴う戸籍システム改修を行います。 ・マイナンバーカードの交付率の向上を目指し、PR活動や申請補助等に取り組みます。	・コロナ禍の中、職場の消毒を徹底します。 ・昼休み窓口業務を実施します。 ・年度初めの休日窓口を開設します。 ・戸籍法改正に伴う戸籍システム改修を行います。 ・マイナンバーカード作成申請補助を実施します。	・コロナ禍の中、職場の消毒を徹底します。 ・昼休み窓口業務を実施します。 ・年度末の休日窓口を開設します。 ・戸籍法改正に伴う戸籍システム改修を行います。 ・マイナンバーカード作成申請補助を実施します。
7				市民環境部	国民健康保険課	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・昼休み窓口業務及び年度末休日の窓口開設を継続します。	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・昼休み窓口業務及び年度末休日の窓口開設を継続します。	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・昼休み窓口業務及び年度末休日の窓口開設を継続します。
8				市民環境部	環境政策課	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・窓口に体温計を設置しました。	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・窓口の来庁者名簿に検温の記載を依頼します。	・コロナ禍の中、職場の消毒の徹底をします。 ・窓口の来庁者名簿に検温の記載を依頼します。

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【市民環境部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	部局	所管課	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
9	市民に信頼される行政サービスの提供	情報公開と個人情報の保護	情報公開制度と個人情報保護制度の適正な運用	市民環境部	税務課	・個人情報の保護に勤め適正な運用を行います。	・個人情報の保護に勤め適正な運用を行います。	・個人情報の保護に勤め適正な運用を行います。
10				市民環境部	市民課	・個人情報の保護に努めるとともに適正な運用を行います。	・個人情報の保護に努めるとともに適正な運用を行います。	・個人情報の保護に努めるとともに適正な運用を行います。
11				市民環境部	国民健康保険課	・個人情報の保護に努め適正な運用を行います。	・個人情報の保護に努め適正な運用を行います。	・個人情報の保護に努め適正な運用を行います。
12				市民環境部	環境政策課	・令和2年度購入した不法投棄に対する「監視カメラ」については、個人情報の保護に努め、適正運用を行います。	・不法投棄が続き、防止策を講じるべき箇所の選定及び実行に移します。	・上半期の効果を元に、設置箇所を移動させていきます。
14	未来につなげる財政運営	自主財源の確保		市民環境部	税務課 (債権管理室)	・債権管理の各種関係会議および研修会の開催	・債権管理専門部会の開催 ・債権管理関係者会議の開催 ・債権管理検討委員会の開催 ・初任者研修会の開催	・債権管理関係者会議の開催 ・債権管理専門部会の開催 ・私債権担当者研修会の実施
15				市民環境部	税務課 (市税収納係)	・納税手段の維持確保 ・滞納の早期把握	・納税手段の周知等 ・滞納把握による催告等	・上半期の取組の継続 ・合同公売会への参加及び市独自の公売会開催の検討
16				市民環境部	国民健康保険課	・納税手段の維持確保 ・滞納の早期把握	・訪問員による滞納者宅への訪問を行います ・滞納把握による催告等を行います	・上半期の取組の継続 ・窓口公売会の実施

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【市民環境部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	部局	所管課	R3取組内容	R3上半期	R3下半期
17	未来につなげる財政運営	自主財源の確保	使用料、手数料の見直し	市民環境部	環境政策課	ごみ処理有料化 ・増加が懸念される不法投棄の状況を調査します。 ・コロナ禍の景気状況を適時把握し、過去の市民アンケートを踏まえ検討します。	・景況の把握に努め、不法投棄パトロールの拡充を図ります。	・上半期の状況を踏まえ、今後の計画を組み立てます。
18			広告掲載事業の拡充	市民環境部	市民課	・広告付き番号案内システム運用 ・広告入り窓口用封筒の配布 ・広告入り出生届、婚姻届の配布	・広告付き番号案内システム運用 ・広告入り窓口用封筒の配布 ・広告入り出生届、婚姻届の配布	・広告付き番号案内システム運用 ・広告入り窓口用封筒の配布 ・広告入り出生届、婚姻届の配布